

I 調査の概要

- 1 目的：新潟県内における子どもの在宅療養支援体制の充実を図るための基礎資料を作成する。
- 2 実施主体：新潟大学医歯学総合病院総合周産期母子医療センター、新潟県
- 3 対象者：訪問看護事業所 1,093カ所
- 4 実施時期：平成24年1～2月（平成24年1月1日時点）
- 5 方法：郵送による送付、FAXにて回収。自記入式。
- 6 調査結果の活用
 - (1) 子どもを対象とした訪問看護が可能な事業所の一覧表（レスパイトケアの実施、対応可能な医療的ケア）はNICUがある医療機関及び重症心身障害児施設、市町村役場、保健所に公表する。
 - (2) その他の情報は事業所を特定できない統計情報に加工した上で対象者に対し通知するとともに、当課ホームページにて公表する。
- 7 回収率

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 | うち訪問看護実施事業所 |
|------------|-------|-----|-------|-------------|
| 訪問看護ステーション | 101 | 77 | 76.2% | 77 |
| みなし訪問看護事業所 | 1,002 | 538 | 53.7% | 20 |
| 合計 | 1,103 | 615 | 55.8% | 97 |

II 結果の概要

- 1 医療的ケアを要する小児への訪問看護経験がある事業所は約3割であった。（問5）
- 2 レスパイトケアを「成人のみに行っている」事業所は3割強であるが、「成人・小児とも」は約1割、「小児のみ」は0であった。（問4）
- 3 小児の訪問看護の経験がない理由としては、「看護師の人手不足」が約2割、「小児看護経験のある看護師がいない」及び「小児ケアの知識を得る機会が少ない」が1割強であった。（問16）
- 4 今後小児の訪問看護の受け入れがあった場合に、「条件によっては受け入れる」または「今後は受け入れる」と回答した事業所は約3割であった。（問17）
- 5 小児の在宅医療に必要なこととして、「小児看護の研修等」が最多であり、他には「サービス等の資源及び支援体制の充実」等の意見があった。（問14）

**小児看護について皆さんと一緒に考えて、深めていくための研修会を開催します！
詳細は、別途文書でご連絡します。今後ともよろしくお願いたします。**